

補助金等
のご案内

令和7年10月24日以降に
事業場内最低賃金を

64円以上の
賃上げで

最大500万円
の支援

京都府内中小企業者向け

賃上げが可能となる経営基盤強化を目的とした補助金・奨励金です。

対象要件

- ① 京都府内に事業所を有する中小企業等
- ② 京都府の「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行う者
- ③ 令和7年10月24日以降に64円以上の賃金引上げを行う者 ※詳細は裏面参照

1 経営基盤強化推進事業費補助金

経営基盤強化に資する設備投資等や就業規則等の整備・改正に対し、経費の一部を補助します。

対象事業

- ① 即効的な経費削減効果がある機器・設備の導入
ペーパーレス化システムの導入など
- ② 経営コンサルティング
経費削減に向けた業務フローの見直しなど、
中小企業診断士等からのコンサルティング
- ③ 新たに導入した機器等の利用に関する講習
民間実施のセミナー受講費用など
- ④ 就業規則等の整備・改正

※①～③は20万円以上の事業が対象

※業務改善助成金で申請した事業は補助金の対象となりません。

補助率	補助上限
1/2	500万円

※就業規則等の整備・改正の補助上限は10万円

※①補助金と②奨励金併せて500万円まで

補助対象期間 交付決定日～令和8年2月10日

※事前着手が認められた場合は令和7年4月1日から可

募集期間

【開始】 令和7年10月24日(金)

【終了】 令和7年11月25日(火)

2 経営基盤強化推進奨励金

国の「業務改善助成金」を活用して実施する事業に応じ、自己負担額の一部を支援します。

対象事業

以下をどちらも満たしているもの

- 令和7年6月14日以降に業務改善助成金の交付申請を行っているもの
- 令和8年2月10日までに業務改善助成金の交付額確定および支給決定通知書を受けているもの

国の「業務改善助成金」とは？

生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するもの。

助成率	助成上限
業務改善助成金の対象経費支出額から助成金を除いた額の1/2	500万円

※①補助金と②奨励金併せて500万円まで

申請の手引き・様式等の
ダウンロードはこちら

Ki21 公益財団法人
京都産業21



①経営基盤強化推進事業費補助金 ②経営基盤強化推進奨励金

①・②共通



支援対象となる事業者は以下のとおりです。

- 京都府内に事業所を有する者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定する者のうち、以下の表の業務区分に応じて①または②を満たす者(個人事業を含む。)

業種区分等	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑤ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑥ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑦ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
⑧ 医業を主たる事業とする法人	—	300人以下
⑨ 特定非営利活動法人	—	上記①～⑦の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【対象外となる業種・法人等】

- ◆みなし大企業に該当するもの及び国または地方公共団体から出資を受けているもの
- ◆農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業
- ◆組合、連合会、財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体 等

①・②共通



「職場づくり行動宣言」を行う必要があります。

- 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(※)に基づく事業を行う者

※子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言(以下、『行動宣言』)とは、子育てにやさしい(誰もが働きやすい)職場環境づくりに向け、企業等が従業員に対して発信する具体的な行動計画のことです。

○行動宣言に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室人材確保推進係
電話:075-682-8925

行動宣言は、
こちらから



①・②共通



64円以上の賃上げが必要です。

- 令和7年10月24日から令和8年1月1日の間に当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額(事業場内最低賃金)を64円以上の引上げを行う者

②のみ該当



②の場合、「業務改善助成金」の交付申請を行ったことが要件になります。

- 令和7年6月14日以降に業務改善助成金の交付申請を行った事業者



実績報告時(令和8年2月10日)までに業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書が必要となります。

相談窓口・提出先



公益財団法人
京都産業21

企画総務部 事業成長支援担当
TEL:075-315-9425
MAIL:25keiei@ki21.jp

相談窓口

京都府商工労働観光部労働政策室
人材確保推進係
TEL:075-682-8925